

株 主 各 位

東京都練馬区豊玉北三丁目3番10号

株式会社 **平賀**

代表取締役社長 中 前 圭 司

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年においては極力、郵送（書面）またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。郵送（書面）またはインターネットにより議決権行使をいただく場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月23日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都練馬区豊玉上2丁目23-10
練馬産業会館 1階 集会室
3. 会議の目的事項
報告事項 第66期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

- ◎ 本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様にはご自身の健康と安全を最優先に、当日のご来場はお控えいただき、あらかじめ後記記載の方法によって議決権行使をいただくことを強く推奨申し上げます。また、ご出席の場合にはマスクの着用等感染防止のためにご配慮くださいますようお願い申し上げます。株主総会会場においては感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。開催当日までに株主総会の運営方法等に変更が生じる場合には、当社ホームページ (<https://www.pp-hiraga.co.jp/>) に掲載いたします。
- ◎ 議決権行使に関するご案内
- 【当日ご出席の場合】
- 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 【郵送(書面)による議決権行使の場合】
- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。
- 【インターネットによる議決権行使の場合】
- 議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2021年6月23日(水曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。
- インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、3頁・4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.pp-hiraga.co.jp/>) において掲載することによりお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) 「スマート行使」による方法

同封の議決権行使書用紙に記載された「QRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使することができます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(2) 「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

パソコンやスマートフォンから上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2021年6月23日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要になる場合がありますが、これらの料金は株皆様のご負担となります。
- (5) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、行使される株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化しており、2021年4月に3度目の緊急事態宣言が再度発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ見通せず、依然として予断を許さない状況が続いております。

当社を取り巻く環境におきましては、印刷技術を核にした情報技術を融合した付帯サービスが増加し続ける一方、従前からの紙媒体による広告が縮小する状況が続いております。

また、当期においては、新型コロナウイルス感染症による影響により、当社主力のチラシ等の商業印刷は、現状市場規模は大きいものの縮小幅が更に大きくなるなど、経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

そのような状況の中、営業部門においては、企画提案前の調査、分析から印刷・納品までをすべて自社で行っている強みを活かしつつ、新型コロナウイルス感染症拡大によるオンライン化のニーズをいち早く捉え、動画・WEB・LINE等のデジタル領域による拡販を強化し、実店舗ではソーシャルディスタンスを促すPOP等で、店舗の様々な課題の解決をサポートしてまいりました。

また、新型コロナウイルス後の経済や消費の縮小を見越して、IoT等の情報技術を活用することによる効率性・生産性の向上を築くとともに、専門性の高いマーケティング戦略でクライアントへの支援を継続することにより、強固な顧客基盤を築いてまいりました。

生産面につきましては、2020年4月に導入した最新鋭機のオフセット輪転印刷機による生産効率の改善により内製化を進め外部流出コストの削減、資材・材料購入方法の見直し及び販管費の削減により原価構造改善にも取り組んでまいりました。

その結果、第1四半期会計期間（2020年4月1日～2020年6月30日）は営業損失でありましたが、第2四半期会計期間（2020年7月1日～2020年9月30日）にて黒字に転じ、第3四半期会計期間（2020年10月1日～2020年12月31日）と同様、第4四半期会計期間（2021年1月1日～2021年3月31日）においても営業利益は前年同期（前年同四半期は2百万円の営業損失）を上回り36百万円となりました。

以上の結果から、当事業年度の業績は、売上高は67億65百万円（前期比18.0%減）、営業利益は57百万円（前期比77.9%減）、経常利益は85百万円（前期比71.8%減）、当期純利益は50百万円（前期比81.9%減）となりました。

また、当社は企業の安定的な成長及び収益基盤の強化を図るため、第二ビル（別館）（住所：東京都練馬区豊玉北3丁目3番10号）の平面駐車場の有効活用について検討を進めてまいりました。

このたび、同平面駐車場に保育士寮併設の保育園を新築（固定資産の取得）し、保育園運営会社と2021年4月賃貸借契約を締結、2022年2月より賃貸借を開始する予定であります。これにより、収益基盤の強化を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策としては、全従業員の検温やマスク着用、アルコール消毒、手洗いや換気の徹底、テレワークや時差出勤の推進、WEBによる会議や商談の導入など、従業員が安心安全に働ける職場環境づくりも継続して実施しております。

なお、新型コロナウイルス感染症関連費用として、72百万円を休業手当として特別損失に計上しております。

(2) 設備投資の状況

当期におきましては、生産効率の改善による内製化を進め外部流出コストの削減、資材・材料購入方法の見直し及び販管費の削減による原価構造改善を目的とし、オフセット輪転印刷機の導入を行い、その総額は4億27百万円でありました。

(3) 資金調達の状況

当期において、新型コロナウイルス感染症拡大影響による運転資金確保として、短期借入金10億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

① デジタル化における提案力の強化

デジタル化の加速に伴い、多くの企業はデジタル化への対応にどのように取り組んでいくべきか大きな変革期に位置していると考えております。当社のクライアントにおいても、デジタル化への対応として、本部や店舗毎の業務の省力化・効率化や、顧客情報・販売情報の分析改善のニーズが高まっております。当社ではクライアントの販促実態を分析し、それらを一元管理するシステムを開発し提供することで、課題解決のお手伝いをする体制を強化してまいります。

② 競争力のある仕組みの構築

費用対効果から検討した積極的投資による生産効率の改善や、仕入先の変更や入札の実施による購買力の向上を図り、さらに、情報技術を活用した印刷設備の安定稼働による生産性の向上と収益力の強化により、競争力のある仕組みを構築してまいります。

③人材への対応

当社が持続的に成長するために、社員が能力を最大限に発揮できる環境を構築します。そのため、職場環境の改善、福利厚生の充実、人事制度の充実に努め、若手からマネージメント層まで社員が長く楽しく働ける組織を構築するとともに、企業とともに成長していく人材を育成する仕組みを構築してまいります。

④新型コロナウイルス問題による環境変化への取り組み

新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化しており、2021年4月に3度目の緊急事態宣言が再度発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ見通せず、依然として予断を許さない状況が予想されます。

このような環境変化の中で、当社は新型コロナウイルス感染症による印刷市場規模の変化に合わせた柔軟な営業・製造体制の構築及び戦略的な投資を積極的に進め、既存顧客に対する顧客満足度の向上に努めるとともに、新規顧客の開拓・獲得に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 63 期 2018年3月期	第 64 期 2019年3月期	第 65 期 2020年3月期	第66期(当期) 2021年3月期
売 上 高 (百万円)	7,486	7,796	8,252	6,765
経 常 利 益 (百万円)	53	268	304	85
当 期 純 利 益 (百万円)	112	267	277	50
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	30円44銭	72円62銭	75円66銭	17円29銭
総 資 産 (百万円)	4,891	5,034	5,292	7,037
純 資 産 (百万円)	2,493	2,662	2,553	2,691

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社は、総合印刷業、販売促進プロモーション、販促管理システムの企画・管理、WEB及びSNSのデジタル・マーケティングを主たる事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場

(2021年3月31日現在)

区 分	所 在 地
本 社	東京都練馬区
第 二 ビ ル (別 館)	東京都練馬区
大 阪 支 店	大阪府大阪市天王寺区
高 崎 支 店	群馬県高崎市
仙 台 支 店	宮城県仙台市泉区
札 幌 支 店	北海道札幌市北区
埼 玉 工 場	埼玉県新座市
和 歌 山 工 場	和歌山県日高郡日高川町
配 送 セ ン タ ー	大阪府大阪市東成区

(9) 従業員の状況

(2021年3月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
322名	13名増	44.5才	13.6年

(注) 臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

(2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,034百万円
株式会社三菱UFJ銀行	500
株式会社群馬銀行	50
合 計	1,584

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 14,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,902,069株
 (自己株式1,113,516株を除く。)
 (3) 株主数 1,117名
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE	499,700	17.2
株式会社SBI証券	126,618	4.4
株式会社ナガワ	117,000	4.0
SHIGETA MITSUTOKI	114,000	3.9
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - HONG KONG	108,100	3.7
DICグラフィックス株式会社	100,000	3.4
株式会社三井住友銀行	100,000	3.4
auカブコム証券株式会社	99,400	3.4
松井証券株式会社	93,200	3.2
平賀従業員持株会	80,825	2.8

- (注) 1. 当社は、自己株式1,113,516株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 2021年3月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、重田光時氏他共同保有者2名が2021年3月10日現在で792,300株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当期末現在における実質的所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。
 大量保有者 重田光時氏他共同保有者2名
 保有株券等の数 792,300株
 株券等保有割合 19.73%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 前 圭 司	
取 締 役	木 下 昭 三	
取 締 役	上 出 真太朗	管理本部長兼財務経理部長
取 締 役	柏 秀 臣	
取 締 役	福 島 隆	第一営業本部長兼仙台支店長
取 締 役	服 部 謙太朗	桜坂法律事務所弁護士
常 勤 監 査 役	小 林 永 典	
監 査 役	鈴 木 博 司	㈱ラルク代表取締役社長
監 査 役	安 達 則 嗣	安達公認会計士事務所所長、東陽監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役のうち、服部謙太朗氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、鈴木博司氏及び安達則嗣氏は社外監査役であります。
 3. 監査役鈴木博司氏は、経営コンサルタント会社の代表として培われた専門的な知識・経験等を有するものであります。
 4. 監査役安達則嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役服部謙太朗氏、監査役鈴木博司氏及び安達則嗣氏を東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当社と桜坂法律事務所には、特別の利害関係はありません。
 7. 当社と㈱ラルクには、特別の利害関係はありません。
 8. 当社と安達公認会計士事務所および東陽監査法人には、特別の利害関係はありません。
 9. 当事業年度中の取締役の異動
 取締役上出真太朗氏は、2020年6月25日開催の第65回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
 10. 一部の取締役の役職名、担当及び重要な兼職の状況が変更となっております。なお、2021年4月1日時点の取締役及び監査役の状況は次のとおりであります。

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 前 圭 司	
取 締 役	木 下 昭 三	
取 締 役	上 出 真太朗	管理本部長
取 締 役	柏 秀 臣	
取 締 役	福 島 隆	営業管掌
取 締 役	服 部 謙太朗	桜坂法律事務所弁護士
常 勤 監 査 役	小 林 永 典	
監 査 役	鈴 木 博 司	㈱ラルク代表取締役社長
監 査 役	安 達 則 嗣	安達公認会計士事務所所長、東陽監査法人代表社員

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当社取締役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第41回定時株主総会において月額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第41回定時株主総会において月額10百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

当事業年度における当社取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役6名	87百万円	(うち社外取締役1名	3百万円)
監査役3名	20百万円	(うち社外監査役2名	10百万円)

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、10頁「取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

②取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会 (18回開催)		監査役会 (14回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	服部 謙太郎	18回	100%	—	—
社外監査役	鈴木 博司	18回	100%	14回	100%
社外監査役	安達 則嗣	18回	100%	14回	100%

③取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役である服部謙太郎氏は、弁護士としての法律・経済・社会情勢に関わる分野に対する豊富な経験と幅広い見識を有しております。取締役会において、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役である鈴木博司氏は、㈱ラルクの代表取締役であり、経営コンサルタント会社の代表として培われた専門的な知識・経験等を有しております。取締役会及び監査役会において、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役である安達則嗣氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役会及び監査役会において、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額(注)2.	17,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	17,500千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので「公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」はこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人ハイビスカスは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、原則として月1回開催し、「取締役会規程」に基づきその適切な運営を確保するとともに、取締役は相互に職務の執行を監督する。また独立性を有する社外取締役を選任することにより、取締役の職務執行の適法性を牽制する機能を確保しております。
 - 2) 取締役は、自ら率先して当社行動規範を遵守・実践し、使用人の模範となるとともに、善良なる管理者の注意をもって会社の為忠実にその職務を執行しております。
 - 3) 全ての取締役、監査役、使用人が法令遵守を実現するために「行動指針」を制定し、これを当社におけるコンプライアンスの手引きとし、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図っております。
 - 4) コンプライアンス責任者を代表取締役とし、コンプライアンスに関する課題を検討し、リスクを事前に回避する為、倫理委員会を設置し、全社のコンプライアンス推進体制を整備しております。
 - 5) 使用人を対象とした組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談、または通報の適正な処理の仕組みを「内部通報制度規程」に定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することとしております。
 - 6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。
 - 7) 代表取締役直轄の内部監査部を設置し、経営活動全般にわたる制度及び業務の執行状況について適正性のチェックを実施し、内部管理体制の強化及び経営効率化の増進に資することとしております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社は、業務上取り扱う情報について、「文書管理規程」並びに「情報セキュリティ手順書」及び「個人情報保護基本規程」に基づき、厳格かつ適正に管理する体制を整備しております。
 - 2) 必要に応じて保管・運用方法の見直しと改善を図り、取締役または監査役の要請に応じて、速やかに閲覧提供できる体制を整えております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は「リスク管理規程」に基づき、定期的に危機管理に要するリスクの棚卸しを行い、対応計画を策定し、適正に管理しております。
 - 2) 重大な事故、災害が発生した場合には、事前に設定した緊急マニュアルに沿って行動しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。
 - 2) 取締役会は、経営の基本方針の決定及び重要事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行が効率的に行われているか監督しております。

- 3) 取締役会が決定した経営方針に基づき、本部長は本部方針を決定し、部門長は本部方針に基づき組織目標及び個人目標を設定するとともに達成度を評価し、その達成度に基づいた人事・報酬制度を運用しております。
- 4) 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を実行するとともに、内部監査部が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行っております。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制
 - 1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとしております。
 - 2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保しております。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できるものとしております。
 - 2) 監査役は、稟議書等の業務に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び使用人に該当書類の提示や説明を求めることができるものとしております。
 - 3) 取締役及び使用人が異常を発見し監査役に報告した場合、当社は、監査役へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止しております。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役は定期的に監査役と情報交換を行っております。
 - 2) 監査役は、内部監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図っております。
 - 3) 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認める時は自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他外部専門家を活用しております。
 - 4) 当社は、監査役が当社に対し、その職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
- (8) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
 - 1) 当社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用を行っております。
 - 2) 財務報告に係る内部統制において、代表取締役は、組織のすべての活動において、最終的な責任を有しており、内部統制システム構築の基本方針に基づき内部統制を整備・運用しております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため、具体的な事項をコンプライアンスガイドラインとして定め、その中で「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と宣言し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとしております。

②反社会的勢力排除に向けた整備状況

以下のとおり、反社会的勢力による不当要求に屈しない、または排除する体制をとっております。

・対応総括部署及び対応担当者の設置状況

人事総務部を対応総括部署とし、対応担当者を選任して、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制をとっております。

・外部専門機関との連携状況

万が一反社会的勢力から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を構築しております。

・対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力と断絶する旨を宣言するコンプライアンスガイドラインに基づき、「反社会的勢力対策規程」を制定し、実際に反社会的勢力から不当要求等があった場合の具体的な対応を定めております。

・研修活動の実施状況

コンプライアンスガイドラインを、グループウェアの掲示板に掲示しており、役員、全従業員が常に意識できるように周知徹底をしております。

・取引先確認

取引先に反社会的勢力が入り込まないようにするため、各部門が新規取引を行う際は、必ず事前に反社会的勢力との関係についての調査を実施しております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

取締役は、「取締役会規程」、「組織総合規程」等に則り、取締役の役割分担を明確にし、効率的な職務執行と重要事項の決定を行いました。また、「定款」、各会則及び「文書管理規程」に基づき、取締役の執行状況について各議事録の作成と適切な保管を行っております。さらに「行動指針」を通じて、取締役と従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底を図りました。また、監査役及び内部監査部が当該システムの有効性について精査いたしました。

(2) 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、代表取締役及び各取締役より業務執行の状況や会社経営の重要事項について報告を受けております。また、四半期毎に会計監査人及び内部統制統括責任者と定期的に会合を持ち、会計監査内容及び内部統制の構築・整備状況について情報交換を行っております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,620,072	流動負債	3,414,564
現金及び預金	3,118,481	買掛金	529,784
受取手形	6,660	電子記録債務	484,385
売掛金	1,051,894	短期借入金	1,230,000
電子記録債権	65,023	一年内返済予定長期借入金	40,512
商品及び製品	46,011	未払金	487,435
仕掛品	91,335	未払費用	83,660
原材料及び貯蔵品	65,520	未払法人税等	94,935
前払費用	53,080	未払消費税等	185,584
未収入金	114,830	前受金	4,810
その他の	8,842	預り金	131,390
貸倒引当金	△1,609	賞与引当金	138,123
固定資産	2,417,240	その他の	3,942
有形固定資産	1,686,451	固定負債	931,549
建物	326,155	長期借入金	313,976
構築物	5,675	長期預り金	2,510
機械及び装置	457,097	長期未払金	14,571
車両運搬具	340	再評価に係る繰延税金負債	70,154
工具、器具及び備品	28,129	退職給付引当金	530,336
土地	834,953	負債合計	4,346,113
建設仮勘定	34,100	純資産の部	
無形固定資産	36,324	株主資本	2,482,904
ソフトウェア	34,839	資本金	434,319
ソフトウェア仮勘定	1,485	資本剰余金	415,947
投資その他の資産	694,465	資本準備金	110,000
投資有価証券	614,162	その他資本剰余金	305,947
破産更生債権等	4,905	利益剰余金	2,203,076
長期前払費用	44,936	その他利益剰余金	2,203,076
繰延税金資産	13,744	別途積立金	760,000
その他の	21,620	繰越利益剰余金	1,443,076
貸倒引当金	△4,905	自己株式	△570,439
		評価・換算差額等	208,294
		その他有価証券評価差額金	306,309
		土地再評価差額金	△98,014
資産合計	7,037,313	純資産合計	2,691,199
		負債及び純資産合計	7,037,313

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,765,261
売 上 原 価		5,384,956
売 上 総 利 益		1,380,305
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,322,866
営 業 利 益		57,438
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,371	
受 取 家 賃	9,538	
作 業 く ず 売 却 益	9,402	
そ の 他	17,271	45,583
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,547	
そ の 他	6,789	17,337
経 常 利 益		85,685
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	64,159	64,159
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,934	
休 業 手 当	72,315	
損 害 補 償 損 失	17,136	91,386
税 引 前 当 期 純 利 益		58,458
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,865	
法 人 税 等 調 整 額	△3,673	8,191
当 期 純 利 益		50,267

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	434,319	110,000	305,947	415,947
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	434,319	110,000	305,947	415,947

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	760,000	1,436,456	2,196,456
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	△43,648	△43,648
当 期 純 利 益	—	50,267	50,267
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	6,619	6,619
当 期 末 残 高	760,000	1,443,076	2,203,076

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	△570,439	2,476,285
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	—	△43,648
当 期 純 利 益	—	50,267
自己株式の取得	—	—
自己株式の処分	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	6,619
当 期 末 残 高	△570,439	2,482,904

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	175,347	△98,014	77,332	2,553,617
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△43,648
当 期 純 利 益	—	—	—	50,267
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	130,962	—	130,962	130,962
当 期 変 動 額 合 計	130,962	—	130,962	137,581
当 期 末 残 高	306,309	△98,014	208,294	2,691,199

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

①商品及び製品

移動平均法

②原材料

移動平均法

③仕掛品

個別法

④貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 4～10年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合期末要支給額の全額）に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法
税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範囲で影響を与える事象であり、現時点で当社に及ぼす影響及び感染症の収束時期を予測することは困難ではありますが、翌事業年度の一定期間にわたり当感染症の影響が継続するという一定の仮定に基づき、当事業年度の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,748,064千円
2. 担保に供している資産
- | | |
|------------|-----------|
| 建 物 | 297,004千円 |
| 土 地 | 834,953千円 |
- 上記に対応する債務
- | | |
|--------------|-----------|
| 短期借入金 | 680,000千円 |
| 一年内返済予定長期借入金 | 40,512千円 |
| 長期借入金 | 313,976千円 |
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年（平成14年）3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。
なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出
再評価を行った年月日 2002年（平成14年）3月31日
4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。
当該契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 1,995,000千円 |
| 借入実行残高 | 730,000千円 |
| 差引額 | 1,265,000千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	4,015,585	—	—	4,015,585

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,105,700	7,816	—	1,113,516

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加7,816株は、譲渡制限付株式報酬制度退職者の無償取得によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	43,648千円	利益剰余金	15円	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金については主に銀行借入により調達しております。

また、設備計画に基づく必要な資金についても銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に純投資目的の債券及び株式並びに取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）は、設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、財務経理部が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

(単位：千円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,118,481	3,118,481	—
(2) 受取手形	6,660	6,660	—
(3) 売掛金	1,051,894	1,051,894	—
(4) 電子記録債権	65,023	65,023	—
(5) 投資有価証券	603,162	603,162	—
(6) 破産更生債権等	4,905		
貸倒引当金(※)	△4,905		
差 引	—	—	—
資 産 計	4,845,223	4,845,223	—
(7) 買掛金	529,784	529,784	—
(8) 電子記録債務	484,385	484,385	—
(9) 短期借入金	1,230,000	1,230,000	—
(10) 長期借入金(一年内返済予定長期借入金を含む)	354,488	354,488	0
負 債 計	2,598,657	2,598,657	0

※ 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格又は発行体から提示された価格によっております。

(6)破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

(7)買掛金、(8)電子記録債務、(9)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)長期借入金（一年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(5)投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ※	11,000

※ 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
未払事業税否認	2,633
未払事業所税否認	11,830
賞与引当金否認	42,293
貸倒引当金限度額超過	1,995
減損損失否認	7,227
投資有価証券評価損否認	15,443
退職給付引当金否認	162,389
役員退職慰労引当金否認	4,461
会員権評価損否認	1,140
少額資産一括償却否認	215
たな卸資産評価損否認	350
株式報酬費用否認	4,653
繰越欠損金	52,533
その他	1,352
繰延税金資産計	<u>308,520</u>
評価性引当額	<u>△177,429</u>
繰延税金資産合計	<u>131,091</u>

繰延税金負債	千円
その他有価証券評価差額金	<u>△117,346</u>
繰延税金負債合計	<u>△117,346</u>
差引 繰延税金資産の純額	<u>13,744</u>
土地再評価に係る繰延税金負債	△70,154

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	927円34銭
2. 1株当たり当期純利益	17円29銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社 平 賀
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 公認会計士 阿 部 海 輔 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 橋 克 幸 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社平賀の2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社 平	賀	監査役会
常勤監査役	小林 永典	Ⓔ
社外監査役	鈴木 博司	Ⓔ
社外監査役	安達 則嗣	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	ナカマエ ケイジ 中 前 圭 司 (1957年12月24日生)	2005年4月 株式会社ダイエー取締役GMS兼SM事業 管掌 2005年9月 株式会社マルエツ社外取締役 2006年10月 株式会社セディナ社外取締役 2007年4月 株式会社ダイエー取締役システム物流兼業 務改革担当 2007年9月 株式会社イオンGSCM社外取締役 2015年5月 俺の株式会社専務取締役 2017年5月 当社入社社長室長 2017年10月 当社管理本部長兼人事総務部長 2018年4月 当社管理本部長 2018年6月 当社取締役管理本部長 2018年11月 当社常務取締役管理本部長 2020年4月 当社代表取締役社長(現任)	15,100株
2	キノシタ ショウゾウ 木 下 昭 三 (1945年7月15日生)	1964年3月 当社入社 1996年6月 当社取締役営業本部副本部長 1996年8月 当社取締役営業本部副本部長兼包装資材部 長 2001年8月 当社取締役営業本部副本部長兼本社営業部 長 2006年9月 当社取締役営業本部長兼本社営業部長 2008年4月 当社取締役営業本部長兼営業三部長 2011年4月 当社取締役営業本部長 2015年4月 当社専務取締役営業本部長兼大阪支店長 2016年4月 当社専務取締役 2017年6月 当社取締役(現任)	11,720株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	カミデ シンタロウ 上出 真太郎 (1963年7月29日生)	2006年2月 株式会社ダイエー経営企画本部予算管理部長 2008年3月 株式会社ダイエー財務本部副部長兼IR企画部長 2009年3月 株式会社ダイエー経営システム本部物流企画部長 2013年3月 株式会社ロジワン総務人事部長 2014年11月 イオンフードサプライ株式会社IT・経営・財務部長 2019年4月 当社入社 2020年6月 当社取締役管理本部長兼財務経理部長 2021年4月 当社取締役管理本部長(現任)	2,355株
4	ハットリ シンタロウ 服部 謙太郎 (1981年4月10日生)	2007年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 2007年12月 竹田綜合法律事務所(現 竹田・服部法律事務所)入所 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2019年12月 桜坂法律事務所入所(現在に至る)	一株
5	(新任) シシメ ユウジ 志々目 祐二 (1954年1月31日生)	1976年4月 丸紅株式会社入社 1993年4月 Nissan Norway(ノルウェー)社長 2000年4月 Nissan Belgium(ベルギー)社長 2003年4月 自動車・建機ホールセール部長 2004年4月 輸送機・産業システム総括部長 2005年4月 経営企画部長 2006年4月 輸送機・産業機械部門 部門長代行 2007年4月 Marubeni Australia(オーストラリア)社長 2009年4月 市場業務部長 2014年2月 丸紅テレコム株式会社代表取締役社長 2015年7月 MXモバイリング株式会社監査役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 取締役候補者服部謙太郎氏は、社外取締役候補者であります。
なお、服部謙太郎氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要
服部謙太郎氏は、弁護士としての法律・経済・社会情勢に関わる分野に対する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任するものであります。
同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務の分野に精通した弁護士であることから、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。
選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。
5. 服部謙太郎氏は、現在当社の社外取締役ではありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

6. 当社は、服部謙太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に関する責任について、当社定款第27条第2項により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。また、本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 取締役候補者志々目祐二氏は、社外取締役候補者であります。
なお、志々目祐二氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
8. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要
志々目祐二氏は、丸紅では経営企画や輸送機・産業機械部門等に従事され、また丸紅グループ会社の経営トップを歴任し、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任するものであります。
同氏は、これまでの総合商社での長年の実務経験と、グループ会社の経営トップの経験により、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。
選任後は、上記の役割を果たすことを期待しております。
9. 志々目祐二氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に関する責任について、当社定款第27条第2項により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。また、当該契約を継続し更新する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 安達則嗣氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
アダチノリツグ 安 達 則 嗣 (1969年6月21日生)	1993年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社(旧三菱信託銀行株式会社) 入行 1998年10月 有限責任 あずさ監査法人(旧朝日監査法人) 入所 2006年12月 安達公認会計士事務所開設(現任) 2007年1月 東陽監査法人入所 2009年6月 当社監査役(現任) 2009年10月 東陽監査法人社員 2014年6月 東陽監査法人代表社員(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 安達則嗣氏につきましては、社外監査役候補者であります。
なお、当社は安達則嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について
安達則嗣氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 安達則嗣氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。
6. 当社は、安達則嗣氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に関する責任について、当社定款第27条第2項により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。また、本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。安達則嗣氏が選任された場合には同氏は当該契約の被保険者となります。また、当該契約を継続し更新する予定であります。

第3号議案 当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役報酬等の額は1996年6月開催の株主総会において、月額50百万円以内とご承認いただいております。今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬額の枠内で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役は2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年2万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。なお、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

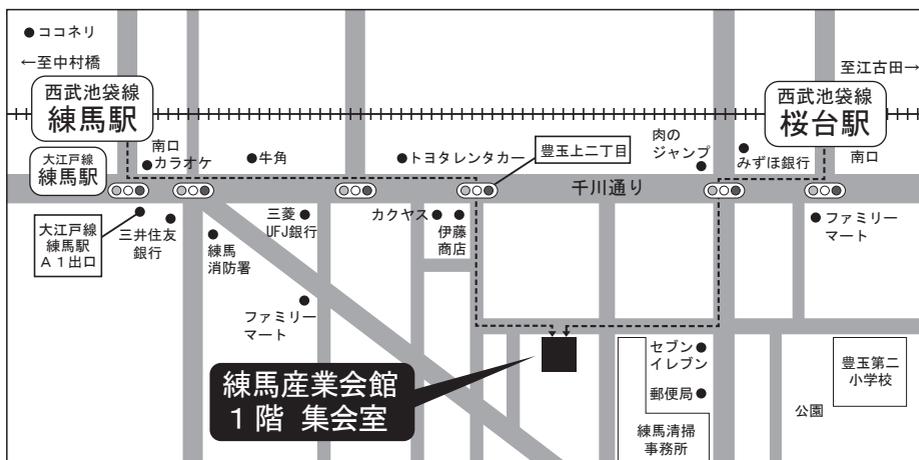
なお、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都練馬区豊玉上2丁目23-10
練馬産業会館 1階 集会室
電話番号 03-3991-4541 (株式会社平賀 代表番号)

- ・西武池袋線 各駅停車「桜台」駅 南口より徒歩5分
- ・西武池袋線「練馬」駅 南口より徒歩6分
- ・都営大江戸線「練馬」駅 A1出口より徒歩6分



(お願い) 当会場には駐車場がございませんので誠に恐縮ながらご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。